

税金に関する個別相談会（案）

<市民税・所得税を中心に>

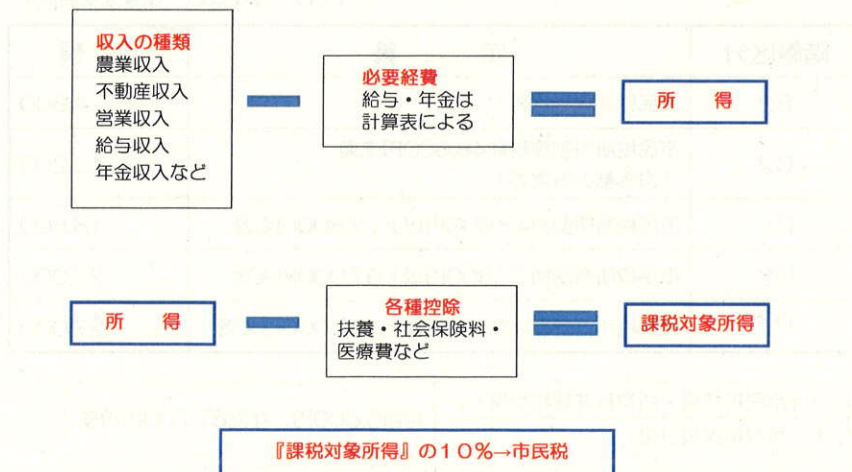
私たちの暮らしの中で、医療費や介護保険料、保育料などさまざまな支払い額について、自分の世帯が住民税課税世帯なのか、非課税世帯なのかにより負担する金額が決まります。税金のことについて知っていただく機会を次のとおり計画しました。

市民税申告、所得税確定申告前の事前相談会としてご利用いただければ幸いです。

- ◎開催予定・・・平成28年1月中旬～下旬の間に5日程度
(平日午後6時～8時)
- ◎開催場所・・・市民福祉課 窓口
- ◎対応体制・・・3席対応(受付順に)
- ◎所要時間・・・一人あたり30分を目安

————— 青谷町総合支所 —————

市民税の計算方法



保育料の例

夫・妻・子2人の世帯
(調整控除考慮せず)

夫=会社員(給与収入4,000,000円)
妻=専業主婦(収入なし)
子=小学1年生
子=3歳

給与収入4,450,000円⇒給与所得3,020,000円

3,020,000円-基礎控除330,000円-配偶者控除330,000円
-扶養控除330,000円×2人-社会保険料控除700,000円=
1,000,000円

1,000,000円×10%=100,000円・・・市民税

面倒だから、還付も少ないから等の理由で、生命保険料や地震保険料等の控除出来る支払いがあるのに「年末調整や確定申告」をしないケースもある。

生命保険料控除
50,000円

給与収入4,450,000円⇒給与所得3,020,000円

3,020,000円-基礎控除330,000円-配偶者控除330,000円
-扶養控除330,000円×2人-社会保険料控除700,000円-
生命保険料控除50,000円=950,000円

950,000円×10%=95,000円・・・市民税

保育料金額表(区分抜粋)

3歳以上児保育料(保育標準時間)

階層区分	定 義	金 額
B2	市民税非課税世帯	4,800
C2	市民税所得割課税額48,600円未満 (均等割のみ含む)	13,200
D1	市民税所得割額48,600円以上72,800円未満	18,800
D2	市民税所得割額72,800円以上97,000円未満	22,000
D3	市民税所得割額97,000円以上133,000円未満	27,000

C2(市民税課税・所得税非課税世帯)	月額5,600円、年間67,200円の差
D1(所得税課税世帯)	
D2(所得税課税世帯)	月額5,000円、年間60,000円の差
D3(所得税課税世帯)	

国保高額療養費の例

夫・妻の世帯

(調整控除考慮せず)

夫=68歳(年金収入1,570,000円)

妻=66歳(年金収入1,000,000円)

夫の年金収入1,550,000円⇒年金所得370,000円

妻の年金収入1,000,000円⇒年金所得0円

夫・妻とも**所得税**は380,000円の基礎控除があり**非課税**となるため、申告しない世帯がある。

しかし、このままでは**市民税課税**となってしまうため、妻を配偶者控除すれば市民税も非課税となる。

市民税均等割・所得割の非課税限度額表

※家族数=本人+控除対象配偶者+扶養数

家族数(本人含む)	均等割 (合計所得金額)	所得割 (総所得金額等)
1人	315,000円	350,000円
2人	819,000円	1,020,000円
3人	1,134,000円	1,370,000円
4人	1,449,000円	1,720,000円

国保高額療養費

1ヶ月の医療費が限度額を超えた場合同じ月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請をして認められれば、その超えた分が支給されます。なお、診療月の翌月の1日から2年たっても申請されないと支給されません。

70歳未満の例

区分	国保世帯全体
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
市民税非課税世帯	35,400円

上位所得者とは、基礎控除(33万円)後の総所得合計金額が600万円を超える世帯(国保加入者のみ)

★医療費が267,000円以下であった場合、一般と市民税非課税世帯とでは入院時の月額自己負担額に**44,700円**の差があります。

配偶者特別控除・老年者控除等の縮減・廃止

所得税

配偶者特別控除（平成16年分）・・・最高38万円

老年者控除（平成17年分）・・・50万円

公的年金控除額削減（平成17年分）

住民税

配偶者特別控除（平成17年度分）・・・最高33万円

老年者控除（平成18年度分）・・・48万円

公的年金控除額引き下げ（平成18年度分）

老年者非課税措置廃止（平成18年度分）

（125万円以下の65歳以上）

このように控除が廃止されたり、削減され、実質、所得額・課税所得が増額となり、税額は増えている。また、これらの制度が導入される前は、申告しなくても非課税であった方でも課税となっている方がある。

夫の所得税の例(70歳夫・妻2人世帯、妻年金収入1,000,000円→所得0円)

導入前 年金収入3,000,000

年金所得1,500,000－配偶者控除480,000－配偶者特別控除380,000－老年者控除500,000
－基礎控除380,000＝△240,000⇒**所得税0円**

導入後 年金収入3,000,000

年金所得1,800,000－配偶者控除480,000－基礎控除380,000＝940,000⇒**所得税94,000円**

保険証扶養と税扶養の関係

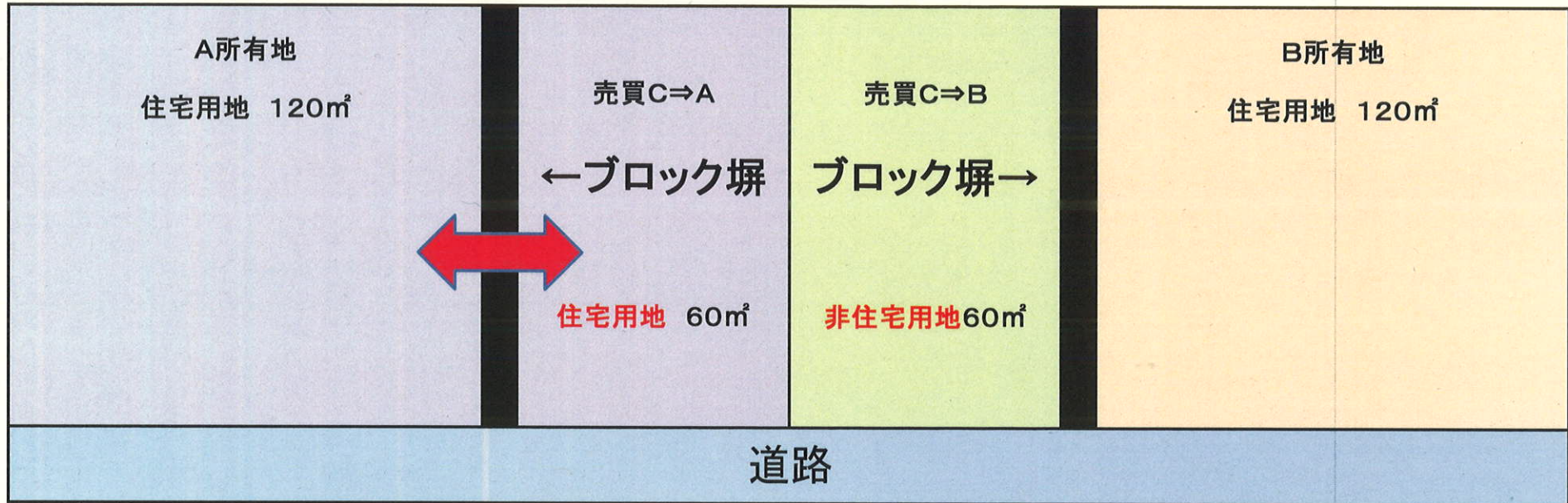
- 保険証の扶養認定は、収入額が概ね1,300,000円未満とされています。
(年金収入がある60歳以上の方は1,800,000円未満)この額を超える場合は国民健康保険に加入する必要があります。
- 会社を退職された場合、国民健康保険の加入手続きをする前に、家族の方となたかの社会保険等に加入できないか確認していただくのが最優先です。
- 保険証では扶養認定されなくても、所得税(市民税)上の扶養控除は所得380,000円以下であれば対象となります。
- 遺族年金や障害者年金収入が1,800,000円を超えれば保険証の扶養にはとれませんが、元々障害者年金、遺族年金は非課税所得ですので、他の所得がなければ所得額は0円になるため税上の扶養控除の対象となります。

40歳	農業収入	1,500,000	保険証扶養	税扶養控除
	農業所得	250,000	×	○
64歳	年金収入	1,500,000	保険証扶養	税扶養控除
	年金所得	750,000	○	×
65歳	年金収入	1,500,000	保険証扶養	税扶養控除
	年金所得	300,000	○	○
64歳	障害者年金収入	1,500,000	保険証扶養	税扶養控除
	障害者年金所得	0	○	○

住宅用地と非住宅用地の固定資産税額の違い

ABCそれぞれに住宅が建っていたが、Cさんが住宅を取り壊し(更地)、半分ずつをAさんとBさんが購入した。その後Aさんはブロック塀(一部でも可)を取り壊し、既存の土地と往来が可能となり、自家用車を止め、洗濯物を干したり、子どものブランコを置いている。Bさんはそのままの状態にしている。

★Aさんは購入した土地を住宅用として、既存の土地と一体利用しているため、住宅用地となる。Bさんは既存の土地との一体利用をしておらず、一つの土地として区分してあるため非住宅用地となる。



青谷町駅前の例 (H26価格)

ABとも

固定資産評価額 $15,700\text{円}/\text{m}^2 \times 120\text{m}^2 \times \text{特例}1/6 \times \text{税率}1.5\% = 4,710\text{円}$ (弥生町 21,780円)

購入した土地A側

固定資産評価額 $15,700\text{円}/\text{m}^2 \times 60\text{m}^2 \times \text{特例}1/6 \times \text{税率}1.5\% = 2,355\text{円}$ (弥生町 10,890円)

購入した土地B側

固定資産評価額 $15,700\text{円}/\text{m}^2 \times 60\text{m}^2 \times 70\% \times \text{税率}1.5\% = 9,891\text{円}$ (弥生町 45,738円)